

資料第 3 号

教育推進部児童青少年課

文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する 条例の概要

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第24号）（以下「区条例」という。）の改正を行うものである。

2 改正の内容

放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、放課後児童支援員の要件に係る研修の実施主体について、都道府県又は指定都市の長の他に「中核市の長」を追加する。

3 実施予定日

公布の日から施行する。

4 新旧対照表（案）

別紙の通り

改正後（案）	現行
<p>(職員)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>付 則（平成二八年六月二二日条例第三九号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成三〇年六月二五日条例第三七号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第三項第五号の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年七月二日条例第四号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（令和二年 月 日条例第 号）</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>付 則（平成二八年六月二二日条例第三九号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>付 則（平成三〇年六月二五日条例第三七号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第三項第五号の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。</p> <p>付 則（令和元年七月二日条例第四号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>